

1. 議事日程

[平成21年第4回安芸高田市議会11月臨時会第1日目]

平成21年11月30日
午前 10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第85号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第86号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第87号 物品購入契約の締結について
日程第6 発議第8号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

9番 宍戸邦夫 10番 山本優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(9名)

市長 浜田一義 副市長 藤川幸典
教育長 佐藤勝 総務企画部長 清水盤
消防本部消防長 光下正則 教育次長 田丸孝二

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 沖野文雄 行政経営課長 武岡隆文
政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長 益田博志 事務局 次長 西原裕文
主 査 森岡雅昭 主 任 倉田英治



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成21年第4回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
益田事務局長。
- 益田事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約締結2件についての報告がありました。
第3点、監査委員より、平成21年9月分、10月分の例月出納検査の結果についての報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において9番 宍戸邦夫君、及び10番 山本優君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。
- 金行議員 報告します。
平成21年第4回臨時会の運営につきまして、去る11月16日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。
次に、本臨時会に付議されました案件は、議案第85号「安芸高田市職員給与に関する条例の一部を改正する条例」ほか2件の議案、並びに発議第8号「安芸高田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の計4件でございます。
以上、報告終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第85号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第3、議案第85号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日は、第4回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御参集をいただきまことにありがとうございます。

それではまず、「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、平成21年8月11日に人事院が行った国家公務員の給与等の改正に関する勧告、並びに平成21年10月7日に広島県人事委員会が行った広島県職員の給与等の改正に関する勧告を基本とし、本市がこれまで行っている給与の抑制措置を踏まえ、職員の月例給の引き下げ、期末・勤勉手当の引き下げ及び超過勤務手当等の改正を行うものでございます。

慎重なる御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第85号の要点について御説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。

1ページ下段から2ページ上段の第6条第1項におきまして、育児短時間勤務職員等の給料月額について新たに規定をしております。

育児短時間勤務職員等については、短時間勤務を行う1週間の勤務時間を1週間の勤務時間である40時間を除して得た算出率を給料月額で乗じた額を減額し支給する内容でございます。

第2項でございます。項の追加による項ずれ及び引用法令の追加の改正でございます。

第3項につきましてでございます。第1項の育児短時間勤務者等に伴う代替の短時間勤務職員として採用する任期付短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付短時間勤務職員の給与月額について定めたもので、第1項と同様に短時間勤務

となる1週間の勤務時間を1週間の勤務時間である40時間を除して得た算出率を給料月額で乗じた額を減額して支給する内容でございます。

次に、第19条第2項の改正は、これまで短時間勤務職員は再任用に係る者のみ規定されておりましたが、第6条の改正に伴い、新たに育児短時間勤務職員等の代替として採用する任期付短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付短時間勤務職員が規定されたことによる字句の整理でございます。

短時間勤務職員は1日8時間の勤務を行いませんので、8時間に達するまでの時間外勤務手当を支給しない規定でございます。

次に、3ページの方をお願いいたします。第3項は字句の整理でございます。土曜日及び日曜日は週休日となっておりますが、週休日を振りかえて土曜日及び日曜日に勤務させた場合の時間外勤務手当の支給を定めた規定でございます。

第4項は、短時間勤務職員が週休日に勤務する場合に、1週間当たりの勤務時間である40時間に達しない場合は時間外勤務手当を支給しないことを追加した規定でございます。

第5項でございます。労働基準法の改正に伴い、1カ月について60時間を超えた時間に対し、100分の150、深夜については100分の175を支給することを追加した規定でございます。

第6項は、前項の時間外勤務手当の支給にかえて附則第2項の安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例において超勤代休時間を指定することができることとしますが、この場合においては100分の150、深夜については100分の175の支給とすることを追加した規定でございます。

次に、4ページをお願いいたします。第26条でございます。期末手当について、6月に支給する場合は100分の140から100分の125に減額、12月に支給する場合は100分の160から100分の150に減額するものでございます。

第3項は、再任用職員の期末手当について、6月に支給する場合は100分の75から100分の65に減額するものでございます。

第29条第2項第1号は、6月及び12月に支給する勤勉手当について、100分の75から100分の70に減額するものでございます。

第2号は、再任用職員の6月及び12月に支給する期末手当について、100分の40から100分の35に減額するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

別表第1は、行政職給料表について、国に準じて改正したものでございます。

13ページをお開きください。別表第2は、消防職給料表について、国に準じて改正したものでございます。

次に、22ページをお開きください。附則第1項において、期末手当及び勤勉手当の改正については公布の日から施行し、これ以外については

平成22年4月1日から施行することを定めております。

22ページ下段から25ページ中段までの附則第2項の安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正は、時間外勤務手当の支給にかえて超勤代休時間を指定することができることとするため条例の一部を改正する内容のものでございます。

25ページ中段から26ページ上段の附則第3項の安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、平成18年条例第6号で改正した条例の附則第7項を改正し、給料水準引き下げに伴う経過措置の算定とする額についても、経過措置を受ける職員を対象に、100分の99.76を乗じて得た額に引き下げるもの内容でございます。

次に、26ページ中段からの附則第4項の安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、特定任期付職員について、国に準じて改正したものの内容でございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第85号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第86号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第4、議案第86号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由を御説明申し上げます。
本条例は、前の議案により実施されます一般職員等の期末・勤勉手当

の減額と同様に、市長及び副市長の期末手当支給率を減額いたすものでございます。

慎重なる御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第86号の要点の御説明申し上げます。
1ページ下段の第4条でございます。6月に支給する期末手当を100分の215から100分の195へ100分の20減額、及び12月に支給する期末手当を100分の235から100分の220へ100分の15減額する内容のものでございます。

附則におきましては、この条例は公布の日から施行することを定めた内容のものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第86号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第87号 物品購入契約の締結について

○藤井議長 日程第5、議案第87号「物品購入契約の締結について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、国土交通省認定ノンステップバスの物

品購入契約を、芸備ダイハツ販売株式会社代表取締役、宮本傳造氏と締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 議案第87号「物品購入契約の締結について」の要点の御説明を申し上げます。

本議案の説明資料として、一般乗り合い用旅客自動車のバス車両の概要、標準・特別仕様とイメージ図の写真等を掲載をさせていただいております。

この車両は、車掌を常務させないで運行することを目的とした乗り合い自動車で、車いすの方も乗降ができるよう、車両に係る各法律や法令通達に適合した国土交通省認定の標準仕様のノンステップバスでございます。

この契約の締結につきましては、11月12日に市内業者3社を指名し、うち1社が辞退されましたので、2社による入札を執行いたしております。その結果、先ほど市長の方から御説明申し上げましたように、芸備ダイハツ株式会社が、9,443万円で落札し、税込み価格9,915万1,500円で仮契約を締結をしているところでございます。

内容につきましては、お手元の方の資料で御確認をいただきたいと思いますが、1ページ、2ページの方にそれぞれの2種類の仕様を掲げております。乗車定員で33名の乗車のものが3台、それから2ページの方で乗車定員60名以下の車種が2台という計5台の購入の予定でございます。

予定価格が2,000万円以上となりますので、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番 児玉史則君。

○児玉議員 本件は、以前説明をお聞きしておるんですが、もう少しちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

まず、この60名のバスの走るコースですね、それと大体の需要予測とございますか、1台で大体何人ぐらい乗られるとお考えになっておられるか、その辺をちょっとお聞きできればと。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 先ほどの児玉議員の御質問にお答えします。

今回購入しております60名以下の2台が、こういったコースでどうい



った需要予測があるかといった御質問であったと思います。現在想定してます大型車両2台は、美土里町の曾我神社から発の吉田行きと、またもう一点、内山、美土里町の青木地区の方から出て吉田まで来る運行の便、それを2台を想定しております。

ちなみにどういった需要予測があるかということですが、まず、美土里町の曾我神社から美土里小学校、中学校とを經由して吉田まで来る便として、北地区の子供たちの小学生の生徒が多くまず利用するわけですが、これがこの4月1日現在で42名の方が利用されております。そういった中、また中学生及び吉田高校等の利用、また一般乗客を踏まえて一定の大きさ、60名乗りが必要であるという判断です。

もう一方、内山地区から美土里中・小を經由して吉田まで来る便、現在内山地区の利用者が小学生の対象が毎日ほぼ31名の利用があり、さらにそれに高校生、吉田高校と美土里の区域から吉田高校へ現在通っていらっしゃる方が38名います。そういった方の利用を踏まえてここに大型車両を2台導入していきたいということで購入となったものでございます。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番です。既にこの件につきましては指名競争入札は実施されておりますので、それをどうこうと言うわけにはいきませんが、何点か教えていただけるものであればお話をいただきたいと、こう思います。

6月の定例会におきましての広島県元気づくり緊急交付金のいわゆる交付金によります今回のこのバスの購入であろうというふうには理解をいたしておるところでございますが、まず1点には、つまりこの国土交通省認定のノンステップバスというものがいわゆる日野自動車だけなのかどうか、他にも三菱ふそうでございましたり、日産ディーゼルでございましたり、またいすゞ自動車等もあるわけですが、これがもう日野自動車しかないのかどうかといったところをちょっと参考のためにお伺いをしたいというのが1点でございます。ここらの選択肢について今どのように日野自動車ということに相なったのかといったようなことをお伺いできればと思います。

それから、指名競争入札を行われておりますけれども、今回3社で1社辞退と、こういうお話でございましたが、市内に関連します指名願の提出されておる業者が何業者ぐらいおられるのかということの中で3社を指名されたということでしょうから、対象となられる業者の数は市内、これは今回のみならずいろんな車両購入等につきましてはあると思うんですね。ですから、その辺がどのぐらいの市内に業者がおられるのかなというふう思うところがございます。

3点目には、これ一括5台をまとめて入札されたのかどうか。つまりポンチョロングの方が3台とそれからレインボーⅡの方が2台ということな

んですが、1台当たりの単価にしますとどの程度になるのかなというふうに思いますので、5台一括入札したということであればそうでしょうが、1台当たりがどのぐらいの単価に、つまりポンチョの方では幾ら、大型の方では幾らといったようなことがわかるのかなというふうに思いますので、その辺をお伺いしてみたいと思います。

最後に、運行目的等につきましては今、同僚議員の方からはお話がございましたので、そのことにつきましてはよろしいと思いますけれども、せっかく購入して市内を走るという新たな考え方でございますので、これのキャラクターであったりあるいは愛称であったりイメージカラーであったりボディーペインティングであったりと、こういったようなことについてはどのようにお考えなんかなど。白色またはグレーということで指定をしてございますようですが、せっかくなので明るいイメージ、未来のあるイメージ、人輝く安芸高田市のイメージを乗せて走ればいいんじゃないかといったようなこともと思いますが、総じて何点かについてお話をいただければ幸いと思います。お願いします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 先ほどの水戸議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、自動車、車種等の選定についてどういうふうに、経緯、経過等どのように考えたのかという御質問がまずあったと思います。日野自動車を選定した理由という形だったと思います。中山間地域におけるこういった地域の中で、そういった国土交通省認定の車をつくっとるとは、確かに議員御指摘にありましたように日野自動車だけではなく、ふそう、またはいすゞ等がございます。ただ、我々いろいろ議論、協議させていただく中で、今回こういった中山間地域にあってどういった車種がよりいいだろうか、そういったことも議論させていただきました。さらに、今後維持管理する場合の管理等を考えた場合にどのような方法がいいかという議論でこの日野自動車を選定したわけですが、まず一点となる管理的なものが主たるものとなってまいりました。今の総合連携計画書に基づきまして、朝夕の運行は一定の大きさの車種が要るだろうということで、最終的には大型車両及び中型車両で6台の運行を想定しております。そういった中、その管理費用、現在でいきますと来年10月までは少なくとも備北交通等に管理をお願いし、この市内を特定のコースを走っていただきたいという思いがございます。そう言った中、現在備北交通等の管理されとる車が日野自動車であったということが一つの車種選定の要素となったものでございます。そういった中、最終的に日野自動車の方が今後の維持管理において有利であるという判断をさせていただき、この車種を決定したものでございます。

2番目の業者を選定した場合の対象事業者がどれぐらいあって、そのうちどのように対応したのかという質問であったと思います。業者選定におきまして、車種等を安芸高田市として日野自動車のこの車種が2つ

がよかれという判断をさせていただきました。そうした中、この車種を発注するために、その取り扱いができる事業者というのが安芸高田市内に3社あって、その3社を対象としてすべての事業者を対象して入札をかけたものです。一般的な単なるバス等の購入といけばもっと対象の事業者はあったと思いますが、その業者の数は現在のところここでは把握しておりません。必要とあればまた調べて報告をさせていただきたい。

もう一点、一括購入か部分購入か、今回の入札に関しましては一括購入という方法をとらせていただきました。経費的なものをできるだけ下げていきたいという思いと、納入の時期を少しでも早くしていきたいという思いで一括の購入をやらせていただいたものです。議員御指摘のように、この事業は県の緊急の元気づくり交付金を対象としたものでございます。県の方から今年度9,000万の元気づくり交付金が10分の10という補助の中であるということの中で対応させていただいたものでございます。その中の質問の中に1台当たりの単価はどれぐらいかというふうにあったんですが、ちょっと現在ここには資料を持っておりませんので、また後調べて報告させていただきたいと思います。

もう一点、キャラクター、ボディーペイント、そういったものをどのように考えてやるかという、当然議員御指摘のように安芸高田市として新たな公共交通の体系を市民の方により愛していただき利用していただけるような手法は検討してまいりたいと思います。ただ、現時点における来年の10月から新たな安芸高田市内全体の交通体系を整備していくわけですが、現在は購入してから半年余りは少なくとも備北交通の方で運行はしていただきたいという中で、市民の混乱等をできるだけ避けるため、当初は備北交通等のカラー的なものでボディー等のペイントはやらせていただきたいというふうに考えております。しかし、最終的には議員御指摘のように市民に愛されるようなキャラクターであり、そういった愛称、そういったイメージ等つくる中で、より多く利用していただけるような仕組みを検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 懇切丁寧な御説明をいただきました。よく理解をいたしたところでございます。できます限り市民の利用をしやすいように、あるいはまたPR広告等にもなるようなこと、あるいはそれに対してまた収入も考えていけるようなPRといったものも乗せて走るといったようなことがよろしいかなというふうに思います。先ほど後からということでは1台当たりの単価ということでございましたので、これに加えて指名競争に参加できる一般的な車両納入業者の数も教えていただければ助かると思います。以上です。答弁要りません。

○藤井議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 和田一雄君。

○和田議員 今11月の11日ですかね、入札がされたということで業者が決まった、そして金額が9,443万ですか、一括でされたということで、その中の内容については今言われましたように後から教えていただきたいと。

それから、言われるように3社の選択指名ということでございましたが、先ほどの説明がございましたように、これは運行管理者また整備管理者、そういったものの陸自の認証の上でそういうことを決められたと思います。私はそれでよいと思いますし、地元の業者さんの方で入札をされたということでは大変結構なことだと思います。

それと、今さっきから話がございますが、この5台というのは中型と大型と言われますけど、これは小型と中型ではないかと思えます。

それと、この車に関してのそれぞれの単価、これも教えていただきたいと。

それから、今のペイントの関係がございましたが、備北の方に委託をされるということ、来年の10月までですか、当面は今のボディーカラーでということでございますが、二度手間のないようにされた方がよろしいんじゃないのかというふうに考えます。

それから、バスの関係で、購入入札はこの間執行されたということでもう決定したわけですが、あとの整備、また管理、こういったものについては先ほど言いましたように新たにまた入札をされるのか、それともその委託されたところが自由にやられるのか、これも陸自の関係で整備管理者、運行管理者、そういったものがないとこれはできませんので、そういったところの選択をしていただきたいというふうに思います。ですから、その後の今の購入はされたけど備北交通が整備を10月まではされるということで、それ以降のことを、それをどういうふうなことをされるのか、これちょっとお伺いしたいと思えます。お願いします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 和田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今回、バス車両等を購入したものを来年の10月までは現在の備北交通等の運行にお願いしてやるという手法の中、それ以降をどのように考えているのかという御質問であったと思えます。

まず、現在の状況をお伝えしますと、現在でも市が所有したバスを備北交通に運営を任せてる台数もございませぬ。皆さん御存じのように、昔美土里町等を走った円バスというのが今甲田町の中を高宮高校まで走っている。それも市の所有のバスを備北交通に運行をお願いしとるといった実態がございませぬ。そういった中、今回のバス車両購入、バス車両も市が購入したものを備北交通の方にお願ひして、安芸高田市内を運行するという中で整備及び運行管理をお願いしたい。10月までは考えております。さらに10月以降の運行につきましては、今後安芸高田市の全体の新交通の流れをどのように考えるか、そしてどこの業者にそれをゆだねるか、そういうことは現在の時点ではまだ確定的ではございませぬ。そ

ういった中をよりよい運行に向けて、またそのシステム等をつくるための協議会、または議員等の皆さん方の御意見等を伺う中で、よりよい運行形態を考えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

5番 和田一雄君。

○和田議員 5番 和田です。先ほどの説明で一応理解はさせてもらいました。10月以降のことにつきましては整備関係、これは大事なことでございますので、地元の業者さんの方にやっていただくようお願いをします。

それから、次に、現在デマンド交通ということで試行的に美土里町、高宮町が今運行されております。私もそれを利用させてもらってございしますが、このバスの導入、15人乗りですよ。これはいつ購入されて、結局いつどうされるんか。今、各タクシー会社さんにお借りをしてされとるんだらう思うんですが、私が思うの一番このままがええんじゃないかとは思いますが、その辺の話は今から違うと思うんですが、またそうしていつまでも登録がなしでできるのだろうかということで、その辺のところの構造的なこととか、そういったこともちょっとお聞きしたいと思います。

それから、もう一点は、実際に車に乗りまして運転手さんとお話をする、運転手さんも非常に親切にいろいろとやっていただける、そしてオペレーターの方も大変優しく対応もしていただくということで大変結構なことだと思います。ただ、GPSですか、これが今各車についておるわけですが、方向と画面がついていかないということでちょっと困惑をされとるようなところがございまして、できれば同じGPSをつけられるんならそういった対応が見やすいような、やっぱりそういったものを取りつけた方がより安全ではないかというふうに思います。今のところ、1つ、2つほどよろしくお答えをお願いいたします。

○藤井議長 和田議員に申し上げますが、ただいまの議題につきましては物品購入の契約の締結についてというところでございまして、デマンドとは議題から少し外れると思います。答弁の方はどのようになるかあれですが、ただいまの質問の範囲内で答弁を求めたいと思います。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 今回のバス車両に関連した質問ということでお答えをさせていただきます。

ということで、乗り合いバスの車両の納入時期がおくれてどうなるんか、その見通し及び、なぜこういった時間がかかっと思ったんじゃないんかという御質問だったと思います。

今回、同じように乗り合いバスの車両もできるだけ早くということで業者等のお願いをしてるわけですが、どうしてもその車両を乗り合いバス等を運行するためにはいろんな改造が必要になってまいります。高齢者等の乗りおりのしやすい、そういったバリアフリー的な仕様改善、及びこの地域における、どうしても経費を少しでも、距離が多くあるとい

うことで経費を抑えるためにバイフューエルというディーゼルと、及びLPGの併用の車両をとということで、そういった改造にどうしても時間がかかっておりまして遅くなっており迷惑かけてると思っております。ただ、見通しとしましたら12月の中旬には全車両入ってくるという予定であります。

また、もう一点、運行システムの方の課題でありましたが、これは現在NTTのシステムを利用してやらせていただいております。現在運行事業者、または受付けシステム等をやっております事業団等と随時協議を行っているわけですが、現在の中でいろんな改善をやる中で大変今は両者とも利用は容易であり見やすい、そういった中で今のところそういった状況は出ておりません。また、そういった課題等がある場合は随時直せるものは直して運行をよりやりやすい状況に変えてまいりたいというふうに考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

5番 和田一雄君。

○和田議員 ありがとうございます。わかりましたんで。

それと、今の改造の件ですが、多分ステップの関係じゃないかと思うんですが、ステップが大体基準が30ミリ以上ということで第1、第2ステップ、今1つしかないわけですが、それを第1をつくるのに下が27ミリぐらいしかないのが30ミリ以上必要だということで、多分その辺だろうと思うんですが、12月にはできるということで、そこまで話が行つとるのではないかというふうに理解いたしましたんで、ひとつそれでよろしくお願いをいたします。以上です。

○藤井議長 ほかに質疑はありませんか。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 ちょっと質問の趣旨が違うかもわかりません。6月の予算の編成のときに質問すればよかったんかもしれませんが、ちょっと2点ほどお伺いいたします。

まず、公費で購入するわけですが、修理等運営は民間委託、修理はどういうふうな形でされるか、また、事故等起きた場合に雇用者であり民間委託というところで法整備はどのようにされるか、その2点、ちょっとお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 今回バス車両及びデマンドについても、できるだけ市内業者さん等のそういった中で修繕または維持管理等もお願いしてまいりたいというふうに考えてる。ただ、乗り合いバス等に、デマンドにつきましては、お太助ワゴンの車両をタクシー事業者等に委託するという仕組みですので、その範囲の中で一応維持管理等も願っていただくというものでございます。

また、そういった運行上における事故の場合の対応をどのようにやる

か。当然市が事業者となりますので、市の責任は当然あることはもちろんでございますが、運行管理者というものを各事業者等に必ずありますので、そういったものが第一義的には運行管理の責任をとり、対応をお願いする、その上に市がさらにいろんな対応をしていくという状況になってまいると思います。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 事故等が一番心配だろうと思うんですね。そういった場合に民間委託するときにやっぱり運転技術とかいうのがいろいろあると思います。高齢者がたくさん乗られる場合もあるし、小さい子も乗られると。運転で発車するときとかその対応ですね、そういうところのどういいますか、民間委託された業者に対してどのように行政は指導をしていくか、事故を防ぐためには大きくある程度、どういいますかね、今までのと違う運転方法か、いろいろな心遣いも要るだろうし、そういうことをどういふうに行政は指導されていくか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 これにつきましては、今の現在お太助ワゴンでもやっとなるわけなんです、事故等が起こった場合のマニュアルを策定し、業者及び受け付けセンター、市、事業者と受け付けセンター、市、その連携のものもマニュアル化をして事業者等に指導もお願いしとるところでございます。そういった中で、マニュアル化をもって市が直接どういった対応をなさという指示書等も出させていただいております。事故の場合も人身また物損、いろんな課題があります。そういったときに運行上に支障が起きたりする場合もありますので、そういった場合を想定してのマニュアル化をし、そういった指導等をさせていただくという状況でございます。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 市長さんに伺うわけでございますが、これは市長の施策の大重点の中の一つでございます。よって、来年の10月からというものは協働のまちづくりの原点から地元地域で運営しようとされとるわけですが、これについては、先ほどから備北、備北というて、納入先も備北、それからバスの決定も備北という、非常に備北という言葉が出て、ちょっと不信感を持つような形なんです、日産もいすゞも兄弟姉妹で、本来はいすゞも日産も同じような車をつくるとるわけなんです、兄弟で。的な発想らしいです。そういう意味でもいすゞ買った方が安くつくんじゃないかと、その中の決定理由としては備北という言葉が出てきて、将来もうこれ備北がこの路線をやるんじゃないかというような不信を持たれるケースもあるんですが、市長さんの政策として、やはり協働のまちづく

りの中で地元の運営という中で地元業者のそういうところをはっきりここで申し上げておくことが、発言があることが協働のまちづくりの一環になろうかと思いますが、その点についてひとつ答弁をお願いしたいと思います。

もう一点は、県の支出金で歳入の確認ですが、これは確認がとれとらんかどうかというのが私はちょっと心配になった。なぜかと申しますと、12月の市の広報を見ますと、大変なことが書いてあるんですよね。子育て支援応援特別手当は執行を停止しますと。これは6月定例で予算を議決しとるものをここでなぜ執行停止をするのか。国がだめになったけんだめになったんだという、ここにわび状がついたわけですが、これはここで論争するものではないんですが、私はあえて県支出金の問題について非常に不信感を持つ。政党がかわってこういう問題はないでしょうかとお聞きした中で、市長さんの答弁は、そういう問題は必要限度のものばかりなんでこういう問題は起きないだろうという答弁されとったんですが、こういうふうに専決いえば専決かもわからんですが、そういう議会で予算通過したものを広報紙1通で出される、これも県支出金がもらえんようになったけんやめますというような発想なんじゃないかというふうにちょっと思いまして、この県の支出金の歳入の確認が裏づけがとれとるのかということをご確認したいというふうに思っております。

それで、先ほどから私も何点か質問を用意しとったんですが、同僚議員が質問したのでちょっとダブるところもあるわけでございますけど、入札の仕様書の中に先ほど言われたように納入先が今の吉田営業所になっとるんですが、本来なら車おさめるところは市役所でおさめて引き渡したものが吉田営業所に行くのがベターではなかろうかと思うんですが、その経緯がはなからもう吉田営業所におさめるんだというふうになっとるんですが、そのあたりが市の物件でありながら民間のそういうところに行くというのが、本来なら入所式とかそういう形があってもいいんじゃないかと思うんですが、その点についての理由を伺います。

それで、あとこの中に諸費用はこちらで、先ほど出ておりました税金、保険というものが免税になるとか云々がありますが、これに係る費用をどのように算出しとられるのか、その点を伺うものでございます。

それから、保険の内容はどの程度の保険の内容にしとられるのか、改めてここで聞くものでございます。

だから、再度くどいようですが、備北関係との交通関係は一応来年の10月で終わりというふうに理解をしたいと思いますが、あえてその件について再度伺うものでございます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

本来、新交通体系というのは、こういう今、広島県下で体系的に始め



たのは安芸高田市が初めてでございます。なぜできなかったかっていうと、既存の交通体系、広電とか備北バスとかタクシー業者等の整合がなかなかとれないということでできなかったということでございます。今回、我々の備北とかタクシー業界さんに理解をいただいたおかげでこのシステムが成立したんだということは御理解を賜りたいと思います。

今後、基本的にはお太助ワゴン等、今、新システムに移行しますが、その使用に当たっては既存のバス会社とかタクシー会社さんを使っていくというのは、していかないとこれからの円滑がうまくいかないんで、そういうところは少し加味していくということは御理解をさせていただきたいと思います。段階的にちゃんと業者をかえるとかいうのはできるかもわかりませんが、既存の体系というのはしっかり御理解をしていかないとこのシステムがうまくいかなくてことだけは御理解をしてもらいたいと思います。

そういう意味で、今後も備北さんには例えば運行をお願いするとかいう場面が出てくるかとは思いますが、基本的には住民の皆さん方の動態に応じてシステムをつくったわけですから、今までの考え方とは違いますんで、行政主導型でそういうお願いをすることはあり得るということで御理解をしてもらいたいと思います。

完全にええことばかりじゃないんで、やっぱりこういうことをしっかり考えないと新しいステップには行けません。このことが一番問題になって広島県でこういうシステムができなかったということでございます。安芸高田市としてもそのことを皆さんの、市民の協力を得られる形の中での協力体制はつくっていききたいと。備北さんとかタクシー会社さんとはそういう体系をつくっていききたいと思っておりますんで、よろしくお願ひいたします。

それから、子育ての支援っていうことでございますけども、この質問とどうかわかりませんが、これにつきましてはまた別の機会にまた御説明したいと思っておりますんでよろしくお願ひします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 質問の残りの部分を私の方で答えられるものを答えてまいりたいと思います。

元気づくり交付金の県の現在の状況はということで、県の方に確認しとる段階では現在の予定どおりに元気づくり交付金は出るというふうに話を聞かせていただいております。そういったことを見越して予算の執行を行ったものであります。

仕様書の中に車庫を吉田の営業所にしてるといのはどういったことなのかという御質問であったと思いますが、現在の時点の中ではバス車両は市が購入するが運行を現在備北交通にお願いしたいということの中で、陸運局等の届けも現在要らない中での対応でございます。そういった中でありますので、今回の車庫等については備北の吉田営業所を活用

させていただきたい。当然来年度等から、他の形態をとるようになる場合は当然車庫証明等また運行等の許可を陸運局等に向けてやらざる得ないという状況にはなっていない。

諸費用の関係はどうなるとするかということですが、今回の車両購入に関する契約をさせていただきました。他の諸費用、他の自動車の税金、保険等の部分もありますが、それについては別途費用として対応させていただくというふうに考えております。

今回、運行のバスの保険についてどのようにしとるかということですが、車両を購入して備北に運行を委託するということですので、その保険については備北交通のこの間のバスの運行に対する保険と同じものを掛けられて対応されているものと考えております。以上です。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

質疑の最中ですが、この際、11時15分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時00分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど6番 水戸眞悟君及び5番 和田一雄君の質疑の中で答弁の要請がございましたので、ここでまず答弁を求めたいと思います。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長

先ほどの質疑の中で車両1台当たりのポンチョの値段、レインボーの値段が幾らかということがありましたので、これも一応契約一括購入という形となっておりますが、1台当たりの単価も記入していただくということでやりましたので、ポンチョの方が税別で1,850万が1台、レインボーの方が1,946万5,000円が2台という形になっております。

さらに、業者の対象業者数という質疑がありましたが、一般車両の販売業者としては、これはバスに限ったものではございません。そういったものでいきますと、市内に27業者あるということになっております。以上で終わります。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

引き続き質疑はございませんでしょうか。

16番 入本和男君。

○入本議員

市長さんに伺うんですが、来年の10月以降も備北バスの1社の中に加えるという判断をすべきなのか、そのあたりを明確に聞かないと、地元業者の人も10月からやるということになると、従業員の確保とか路線バスを試行運転するとかいうケースもあろうかと思うんですが、そのあたりについて再度伺うものでございます。できることなら協働のまちづくりの中で地元業者の4つの観光業者が、八千代、向原、甲田、吉田ですか、おられます中で、市長さんの言われる協働のまちづくりの中ではや

はり地元の人に何とかやってもらいたいという提案をされて、市のバスが走れるようにするのが一番ベターだと思いますので、そのあたりの明確な答弁をお願いしたいと思います。

また、確かに車庫の問題云々があるかも知れませんが、こうしたバスの購入につきまして納車先でございますけど、やはりできたらこういうものは交通安全という意味を含めまして、神事が大体日本の場合は伝統的になっておりますし、安心安全の面から見て安芸高田市に納車してもらって、そこで安全祈願をして、それから吉田営業所におさめるというのが本来のセレモニーじゃなかろうかと思うんですが、そがな細かいことはまあ後からやるよと言われればそうかも知れませんが、その点を伺うものでございます。

また、保険の方でございますが、委託に任せるとということではやっぱり市としてはちょっと責任感から見て非常に不透明なことがあるので、保険内容を熟知した上で委託料を払ってもらえると思うわけですね。そういう点では、こういう保険内容になっておりますということは現在利用されとる人も今後利用される人もやはり明確にしとく必要があろうかと思いますが、その点について再度伺います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

備北バスを今後どう扱っていくかということでございますけど、先ほどお話いたしましたように、過去歴史において深いかかわりがございます。それから、現行の今の高速バスとか、また現在、三次線とかで残る路線もございます。円滑に移行にしないとやっぱり市民の方々に非常に迷惑かけるかも知れませんが、現在のところまだ決定はしてませんが、市内の業者、備北業者を含めた中で検討していきたいと、かように思っております。まだ決定はしていません。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 現在の中で備北交通の保険の関係を周知して、そういったことをきちっと市民の方に周知したらどうかという御質問だったと思いますが、そういった面について、確かに現時点では運行を委託するという事の中で把握しておりません。今後は当然備北交通との確認もし、市民の方に周知する場等も検討してまいりたいというふうに思っております。

また、新しく車両を購入した場合の神事的なものにつきましては、安芸高田市全体で入った場合のことを現時点では検討をさせていただきたい。安芸高田市として全域を新たな公共交通の体系とするとき、また先般、皆さん、議員の方にも出席いただきましたように、出発式等やったような形の中でもいろんな検討を行ってまいりたいと考えますので、現在の中では備北交通の吉田営業所に納入ということで対応をさせていただくとということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔「議長」の声あり〕
- 藤井議長 和田議員、3回の質問は終わっております。  
ほかに質疑はありませんか。  
16番 入本和男君。
- 入本議員 このたび障がい者用として車いすがのれるバスを導入されとるわけですが、現在の備北交通の定期線にはそういう施設がついておるのか、それが今回どのような経緯でその通勤バスにまた入れられたのか伺うものでございます。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
政策企画課長 竹本峰昭君。
- 竹本政策企画課長 現在、備北交通の安芸高田市内を運行してる車両の中に車いす仕様の車はございません。新しく購入する場合については、国土交通省の認定の仕様を使いなさいという法律的なものが、2005年だったと思うんですがそこから入っていき、新しい車両については障がい者を含めたお年寄りから子供さん、そういった人が、あらゆる方が乗りやすい仕様にするというものに規定されとる。ですから、新しい車両購入については身体障がい者等の乗り入れができる仕様が必要であり、今回そういったものを購入するという運びとなったものでございます。以上です。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
6番 水戸眞悟君。
- 水戸議員 6番です。ちょっと1点ほど最後にお伺いをしておきたいなというふうに思うんですが、先ほど来質疑の中で、保険であったり、あるいは修理であったり、後のメンテナンスであったり、車庫証明の関係であったりといったような、つまり購入以後のことが少しまだ不透明だなというふうに思うんですが、はっきりともう二者択一でお願いします。これは市がこの車両をもっていわゆる備北なら備北交通の方へ委託するのか、あるいはこのバスを譲渡しますから、もうこれだけの費用で買ったものは譲渡しますから後の運用についてはおたくの方でうまく考えてやってくださいということになるのか、その二者択一でお願いします。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
政策企画課長 竹本峰昭君。
- 竹本政策企画課長 来年の10月までは今回市が購入した車両で安芸高田市内を運行を任ずということをお願ひするものです。そういったものについて、運行経費等は全体の中で少しでも軽減になるように努力していただきたいというのがうちの思いでございます。以上です。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
17番 今村義照君。

○今村議員 ちょっとこだわるわけではないんですが、やはり危機管理上の点が少し気になるかなというふうに思います。具体的に言えば、あつてはならんことですが、事故があった上で仕用車に損傷、もしくはそういった被害に遭ったときに、どこまでどういう形で補償するのかというのはやはり考えておかなくちゃいけないというふうに思うわけです。10月までは備北交通側でその対応をとということでございますが、そこら辺の取り決めがどういったような形で具体的な形で協議されているのか、それから10月以降、来年度以降にしてもそこら辺の取り決めをやはり明確にしとく必要があるのではなかろうかというふうに思うわけです。基本的な考え方を整理されて、詳細についてはまた運行されてからでよろしいかと思いますが、どういったような方向でそこら辺をお考えになつてするのか、改めて伺いをしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 現在の状況は、バスを市が購入し、備北交通に貸与し、それで運行するという備北交通の安芸高田市内の走る4条運行といたしまして、自主運行でございます。そういった中で、市がこれに直接運行にという課題ではございません。ですから、運行上の責任は備北交通にあるというのが現在の状況です。そういった中、来年度以降、市の運行となったら当然その規定等もきちっと用意し、そういった形の運行はせざるを得ないというふうに思いますので、現時点ではあくまでも備北交通の自主運行、そういった中で対応をしてまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思つます。これに御異議はありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第87号「物品購入契約の締結について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よつて、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 発議第8号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第6、発議第8号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 発議第8号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

本条例は、民間給料と公務員給料の格差是正による一般職員の期末・勤勉手当支給率の引き下げ、及び常勤特別職員の期末手当支給率の引き下げに合わせ、6月及び12月に支給する本市議会議員の期末手当支給率について6月を0.2月、12月を0.15月それぞれ引き下げるように改正するものです。

同僚議員各位におかれましては、適当なる議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第8号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 以上をもって本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成21年第4回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員